

明性寺本仮名書き『往生要集』について

西田直敏

一 『往生要集』の仮名書き本について

寛和元年（九八五）に天台宗の学僧源信（九四二—一〇一七）が著わした『往生要集』は、末法の世に入るとされた一〇五二年を前に不安におののく貴族社会に、往生極楽への具体的な指針として迎えられた。『栄花物語』巻十八「たまのうてな」には、藤原道長が建立した法成寺の阿弥陀堂に詣でた尼たちから、『往生要集』の極楽を描いた一節「七宝の橋にひざまづきて万徳の尊容をまばり、一実の道をき、て普賢の願海に入る。歡喜の涙を流し、湯仰骨をとほす」と誦するところがある。

『往生要集』の写本の現存最古のものは、^{（九九六）}長徳二年七月廿六

日写了。長胤の奥書のある石川県小松市聖徳寺上宮文庫所蔵の巻中一帖である。源信存命中の写本である。

これに次ぐのが、十一世紀後半頃の写本である最明寺本で三巻三帖の最古の完本である。

最明寺本については、築島裕、坂詰力治、後藤剛編『最明寺本 往生要集 影印篇』（汲古書院 一九八八年）及び『最明寺本 往生要集 訳文篇』（汲古書院 一九九二年）が刊行されている。書写と同時期に朱書で返点、仮名、ヲコト点による訓点が付せられているが、これとは別に院政時代中後期（十二世紀後半頃）に墨書で返点と仮名による訓点が付けられている（訳文篇解題）。

今、前引の『栄花物語』についてみれば、

跪七宝階瞻万徳之尊容聞一実道入普賢之願海欣喜雨淚湯仰
微骨

という原文に対して、朱書の調点は、

七宝階に跪ヒツツイテ万徳マンタク之ノ尊容を瞻シリ一実の道を聞て普
賢ノ之ノ願海に入る。欣喜涙を雨り湯仰骨を微す
と訓み、墨書の調点では、

七宝ノ階ニ跪ヒツツ 万徳マンタク之ノ尊容を瞻シリ一実ノ道ヲ聞
テ普賢ノ之ノ願海ニ入ル。欣喜涙ヲ雨フリ湯仰ノ骨ヲ微シ
と訓んでいる。

「栄花物語」と比べてみると、それぞれに助詞用言等に違い
が出てくる。

漢文にヲコト点、返点、仮名等で訓みがつけられていても、
実際にはヲコト点を読み解くには専門的な知識が無いと正確に
は読めない。漢文の知識の無い人には返点、仮名でも読めない。
更に漢語をどう読むか、音読か訓読かということになると振り
仮名を全てにつけるか仮名書きにする必要がある。

そこで、「往生要集」の仮名書き本が出現することになる。
事実、治承五年（一一八一）閏二月二十二日の奥書のある「三
十帖策子目録」は、冊子装の仮名書きの「往生要集」を切り継
ぎして卷子本に仕立てて書かれたものである。この高野山西南

院本断簡は

大ニ、か鬼たうをあかさばちうそにふたつあり一は地のし
た五百由旬にありえむまわうかいなり

のように書かれている。「大ニ、」は「第二に」であり、「か鬼
たう」は「餓鬼道」、「あかさは」は、「明かさば」、「ちうそ」
は「住所」、「えむまわうかい」は「閻魔王界」である。原文は、
次の通りである。

第二明餓鬼道者往處有二、一者在地下五百由旬、閻魔王界
（最明寺本）

西南院本は多少の漢字の知識があれば、ほとんど誰でも「往
生要集」を読めると言うか、暗記して誦することが出来るもの
である。

「往生要集」は、写本だけでなく、仁安三年（一一六八）、承
元四年（一二一〇）には出版もされた（いずれも佚書）。以後、
建保四年（一二二六）、建長五年（一二五三）、建長七年（一二
五五）と出版が続く。これは「往生要集」の需要と流布を示す
ものである。「往生要集」の仮名書き本も当然少なからず作ら
れた可能性がある。が、鎌倉時代のもので現存するのは、淨福
寺所蔵、伝後京極良経筆漢字平仮名本（漢字の大部分に片仮名
で振り仮名を付す。三卷六帖中の巻上本と巻中本の二帖のみ現

存)、興福寺所藏漢字片仮名本(巻下末一帖のみ現存。振り仮名なし)、千葉称名寺所藏、親鸞自筆の「大文第十問答料簡第八 信毀因縁」の一部分(漢字片仮名書き、振り仮名なし)である。また、室町時代のもので現存するのは、明性寺所藏、蓮如筆漢字片仮名本(本文の漢字の全てに片仮名で振り仮名を付す)で、三巻十二帖中十帖が現存している。

漢字に読み仮名が付されていて、「往生要集」の調みの全貌が把握できるのは、鎌倉時代の浄福寺本と室町時代の明性寺本である。浄福寺本については、昨年、西田直樹との共編著『浄福寺本往生要集 影印・翻刻・解説』(おうふう 一九九四年)を刊行し、解説篇に「浄福寺本 仮名書き」、「往生要集」の国語学的考察」を発表した。なお、「往生要集」仮名書き本諸本と浄福寺本の位置、漢文・仮名書き・写本・版本についての、「往生要集」諸伝本の史的展開の様相については、西田直樹の解説に詳細されている。

明性寺本は、各帖の奥書に

此抄本、江州栗本郡安養寺釋淨性依所望書写畢 于時
享徳三年戊申卯月十七日

とあって、書写年月日が明かである。また、取められている箱蓋に「蓮師御筆 往生要集」と貼紙があり、真宗中興の祖蓮如

筆であるとしている。

明性寺本については、「大日本史料 第一編之二十三」(一八九五年刊)に簡単に書誌が示されている以外には管見に入った研究はない。

本稿では、この明性寺本 仮名書き「往生要集」について、書誌と表記を中心にした国語資料としての特色を述べることにしたい。

二 明性寺本「往生要集」の書誌

明性寺は、滋賀県蒲生郡日野町にある真宗大谷派の寺院である。

明性寺本「往生要集」は、もと三巻十二帖であったが、第二、第三帖の二帖が欠けて、現存するのは、第一帖と第四帖、第十二帖の計十帖である。

第十二帖裏表紙見返しに、次の補修奥書がある。

此之聖教当相伝之佳物故此度全表補者也 鈎山蓮池院
元文二己年林鐘十日 安養寺湖珊

三百年にわたって安養寺の什物であったことを示している。各帖は、ほぼタテ27 cmヨコ20 cm程の大きさで、大本である。

枯葉装で半葉に六行、漢字片仮名文なので一行の字数は不同であるが、十七、八字を中心に三、四字程度の幅がある。

各帖表紙には題簽があり、破汚しているものもあるが、もとは「往生要集一卷」の「往生要集十二卷」となっていたものである。各帖表紙右下にタテ6.2cm横3.4cmの「釋譯性」の貼紙があり、左下、題簽下方にタテ5.0cm横3.0cmの「十卷之内／江州日野／明性寺」と三行書きの貼紙がある。この本が明性寺に移った時に、既に、二巻と三巻は失われていて十巻であったことを示している。「往生要集」は巻上、巻中、巻下の三巻で、各巻を本末に分け、三巻六冊仕立てが普通である。明性寺本は三巻十二冊仕立てで全巻を通して書き、各巻との対応がズレている。当初は一卷を四冊で書く計画であったのであろう。

二巻 欠

三巻 欠

四巻 「大文第三 西方證據」から「大文第四 正修念佛 第三 作願門菩薩心行相」まで。六十二枚。

五巻 「大文第四 正修念佛 第三 作願門二明利益」から巻中「第四 觀察門初別相觀」途中まで。六十枚。

六巻 「大文第四 正修念佛 第四觀察門初別相觀」途中から

「大文第五 助念方法 第三 対治懈怠 九天眼明徹」まで。六十八枚。

七巻 「大文第五 助念方法 第三 対治懈怠 十聞声自在」から「第四 止惡修善」まで。五十八枚。

八巻 「大文第五 助念方法 第五 懺悔衆罪」から「大文第六 別時念佛 第一 尋常別行」まで。四十九枚。

九巻 「大文第六 別時念佛 第二 臨終行儀」から巻下「大文第七 念佛利益 第五念弥陀別益」まで。七十四枚。

十巻 「大文第七 念佛利益 第六 引例勸信」から「大文第十 問答料簡 第一 極楽依正」まで。七十九枚。

十一巻 「大文第十 問答料簡 第二 往生階位」から「第六 臨心妙果」まで。七十二枚。

十二巻 「大文第十 問答料簡 第七 諸行勝劣」から巻下末まで。四十二枚。

明性寺年の表記形式は、

アルヒハカナハシヲモテロヲヒラキテシカモ洋銅ヲソ、イ
テ五歳ヲ焼爛スシモヨリシカモイタスイタス (一卷22ウ)

のように、訓み下し文を漢字片仮名文で記し、漢字には片仮名

で読みをつけている。平仮名は全く用いられていない。出典は二行割りで漢字を小書している。句切り点、濁点はつけていない。

マタ十六ノ別処アリソノナカニ一処アリ火末虫トナツクムカシサケヲウルニミツラクハエマセルモノコノナカニヲツレヒキクシヒキク四百四病ヲ具セリ風、雨、雷、雪、有、日、雨、合、有、四、百、病（二卷24オウ）
語の注は、二行割り漢字小書である。送り仮名が片仮名で付けられている。

補入は○印をつけ行間に小書している。補入の大部分は、訳文をとばして書写した部分である。

ソノイノチニ千歳ナリ○殺生 偷盜 邪セウシヤウタクワシヤンノ

カノ天ノイノチヲモテコノ地獄ノ一日夜トシテソノイノチニ千歳ナリ

モノコノナカニヲツ（二卷18オ）

ちなみに、この部分の原文は、次の通りである。

其壽二千歳以彼天壽為此地獄一日夜其壽二千歳殺生偷盜邪姪之者 頌此中

傍線部の訳文をとばしてしまったので、補入したものである。

誤字の部分は線を引いてミセケチになっている。

マタ八ノ異ノ義アリ ヤクノ木ノ果ノ義アリ
ソノ八ノ異ノ義トイフハマツヒトツニハ本願ノ異（四卷

14オ）

この例は似た文が続いたために、文末を「トイフハ」と書くべきところを誤って前文をくりかえした形の「アリ」を書いてしまったものである。

また、後筆かと思われる異本の記入があつて「イ」として異文が書かれている。

獄卒罪人ヲトテ熱鉄ノ地ノウエニフセテ（二卷28オ）

「獄卒罪人臥熱鉄地上」という原文に対して「提罪人」を「罪人ヲトテ」（罪人をとつて）と訓んだのに対して、「罪人ヲトラエテ」と訓んだ異文を「イ」として示したものである。

三 明性寺本の言語の様相——用字、仮名遣を中心に——

1 用字

明性寺本は、漢字と片仮名で書かれていて、平仮名は全く用いられていない。

漢字の疊字は、「ム」（『々』）で示され、片仮名の二字のくり返しは「くく」、一字の場合は、「ゝ」、または、同字を重ねる。

日々種々世々

コトくく シハく モロく

タ、ナ、ツ、タ、シ、コ、ロ

〔片仮名〕

片仮名の字体は、下に示す表の通りである。明性寺本の筆者は、筆の癖、特に片仮名の字体の違いから複数の人によって書かれている。従って、同一の音に対する片仮名字体の違い、たとえば、古体の「丁」「ノ」「ッ」などは書き手の異りを示すことになる。「せ」「子」「井」を除けば現行字体と殆ど変わらないものである。

〔漢字〕

漢字は、草体、略体にくずしたものはなく、やや行書風の筆づかいもあるが、ほぼ楷書に近い字体で書かれている。「往生要集」の訓みを書き下し文にしたものであるから当然のことながら原文に使われている漢字を用いている。その漢字には、出典名、割注部分に用いられている小書の漢字を除いて、本文の漢字全てに片仮名で読みが示されている。

往生要集巻上

天台首楞嚴院沙門源信撰

ソレ往生極楽ノ修行ハ濁世末代ノ目足ナリ(一巻一オ)

鎌倉時代写の仮名書き本である淨福寺本「往生要集」が、次の例に示すように、漢数字(一 二 三 四 五 六 七 八

ン	ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
ンレ	ワ	ラ	ヤ ヤ	マ マ 丁	ハ ハ ル	ナ	タ	サ	カ	ア
	キ	リ	イ	ミ	ヒ	ニ	チ	シ	キ	イ
	井	リ	/	ミ	ヒ	ニ	チ	レ シ	キ イ	イ
	ウ	ル	ユ	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
	/	ル	ユ	ム	フ	ヌ ヌ	ツ ッ	ス	ク	ウ
	エ	レ	エ	メ	ヘ	ネ	テ	セ	ケ	エ
	卫	レ	/	メ	ヘ	子	テ	セ	ケ ケ	エ
	ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ
	ヲ	ロ	ヨ	モ モ 毛	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ

九 十 百 千 万 億) や「上」「下」「人」「心」「手」「中」「火」「日」「大」「天」「山」「夜」など少数の漢字に読み仮名を付けていないのに対して、明性寺本は全ての漢字に読み仮名をつけている点に大きな特色がある。

七宝のはしにひさまついで・万徳の尊容をまほり・一実の道をき、て・普賢の願海にいる・歡喜なみたふり・渴仰ほねをとをす・
(西田直樹編著「浄福寺本」明性寺本往生要集 影印・翻刻・解説「五九九ページ」)

十八ノ獄卒アリカシラハ羅刹ノコトククチハ夜刃ノコトシ
六十四ノマナコアリ鉄丸ノホトハシリチラスマカレルキ
ハ、カミサマニイテ、タカサ四出旬ナリ牙ノハシヨリ火ナ
カレテ阿鼻城ニミテリ頭ノウエニ八ノ牛頭アリ一ノ牛頭
ニ十八ノツノアリ一ノツノ、ハシヨリミナ猛火ヲイタ
スマタ七重ノ城ノウチニ七ノクロカネノハタホコアリ
(明性寺本 一巻40オウ)

この浄福寺本と明性寺本の振り仮名のつけ方の差(たとえば漢数字の場合)は、それぞれの本の対象とした読み手の知識・教養の差に対応するものであるかも知れない。しかし、その結

果として、明性寺本は、享徳三年(一四五四)四月十七日という時点での「往生要集」全巻の読みの全てを示すこととなったのである。明性寺本の国語資料としての価値もまたそこに認められる。

なお、漢字の振り仮名について注意すべきは、漢字の左右に振り仮名がつけられている語が散見することである。

今、一巻から例をあげると、次のようなものである。

獄卒手ニクロカネノツエクロカネノ椿ヲトリテカウヘヨリ
アシニイタルマテアマネクミナ身体ヲウチツクニヤフレク
タクルコトナラシ沙摺ノコトシ(3ウ)

キハメテトキカタナヲモテ分ニシ、ムラヲサクコト
者ノウヲノシ、ムラヲホフルカコトシ(4オ)

マタ十六ノ別処アリ一処ヲ受鋒苦トナツクアツキクロカネ
ノトキハリヲモテクチシタトモニサキテ啼哭スルコトアタ
ハス(27オ)

これらの文は、調み下す場合には、「ヤフレクタククルコトナラシ沙摺ノコトシ」「分々ニシ、ムラヲサクコト厨者ノウヲノ

シ、ムラヲホフルカコトシ」「クチシタトモニサキテ啼哭スルコトアタハス」のように漢字の右側につけられた振り仮名を読むことになる。その読みは、漢語として音読したものである。漢字の左側につけられた振り仮名は「ナヲシ沙摺ノコトシ」「シ、ムラヲサクコト厨者ノウヲノシ、ムラヲホフルカコトシ」「クチシタトモニサキテ啼哭スルコトアタハス」と訓み下すことはできないものである。これらは「沙摺（イサコヲニキル）」「厨者（ハウチャウスルモノナリ）」「啼哭（ナキナケクナリ）」のように漢語の説明・語釈に当るものである。たとえば「沙摺」と読みながら「沙摺」とその意味を理解するという方式である。

この振り仮名については、左右の振り仮名が同時につけられたものか、或いは左側の説明的振り仮名は後につけられたものではないか等が問題になるが、本文に用いられている片仮名、右側の振り仮名、左側の振り仮名の字体を調べてみると、左右振り仮名は本文が書写された時につけられたものであると認定することができる。

2 仮名遣と音の表記について

既に述べてきたことから明かなように、明性寺本は、「往生

要集」の全文を片仮名で書き下した文章であると言ってもよいようなものである。漢語につけられた音読みの振り仮名と和語の仮名書きは、享徳三年（一四五四）四月十七日書写という日時と、真宗中興の祖述如筆という点で史料的价值を持つものである。

室町時代の仮名遣は、和語にしても漢語にしても、その実態は明かになっていないと言いたい。その意味でも、明性寺本の仮名遣の調査は意味のあることである。

明性寺本で特徴的なのは、キーイ、フーウ、エーエ、チーツ、ンーム、について同語または同字の表記に、両用されていて、統一性が認められないことである。鎌倉時代の浄福寺本仮名書き「往生要集」では、ムーンは両様の表記が見られるが、イ——キ、には両様の表記はなく、入声も（ニ）はツで表記され、チは極めて例外的で二語（結縁、日輪）のみであった（西田直敏「浄福寺本、仮名書き「往生要集」の国語学的考察」、『論叢』編著「仮名書き、往生要集 影印・翻刻・解説」解説篇）。

次に、それぞれの用例を示す。用例の所在を示す場合に、漢数字は卷、算用数字は丁数、オ、ウは表、裏である。

キ——イ

一日一夜 イチニチキチヤ(一・10ウ)、イチニチイチヤ

(一・11オ)、キチニチキチヤ(一・18オ)、キチニチイチ

ヤ(一・24ウ)

一切 イツサイ(一・11オ)、イチサイ(一・11ウ)、キチサ

イ(一・20オ)

「一」については「キチ」が大部分である。その他、異処^{キダ}佛意^{フツイ}、難易^{ナンイ}、優婆夷^{ウパイ}など、「イ」であるべきところに「キ」を用いたものがすくなくない。

フ——ウ

十倍 シフハイ(一・20オ) 十方 シツハウ(一・22オ)

(三・20オ) シフハウ(三・20オ)

十六 シフロク(一・19オ) シウロク(一・11オ)

真珠網 シンシユマフ(五・3ウ)

鞞網 マンマウ(五・20オ)

入定 ニウチャウ(七・9ウ) ニフチャウ(八・3オ)

悟入 コニフ(七・12ウ)

「十」には「シフ」が大多数、第十^{ダイシ}、十倍^{ジュウベ}、六十^{ロクジュウ}、十億^{ジュウ億}など。「法」は「ホウ」が多数。「ホフ」(四・19オ)はすくない。「法花経」(四・3オ)、「法句経」(四・44オ)などもある。

エ——エ

厭離穢土 エンリエト(一・1ウ) エンリエト(一・2オ)

閻羅人 エンラニン(一・22ウ) エンラニン(一・33オ)

閻魔王 エンマワウ(一・34ウ)

閻婆 エンハ(一・48ウ)

熱炎 ネットエン(一・8ウ) 大火炎 タイクワエン(一・

38オ)

因縁 インエン(一・16ウ) インエン(一・42ウ)

「因縁」は「インエン」であつて「インエン」と連声の表記にはなっていない。

チ——ツ

淨福寺本では、「ツ」表記が普通であつた漢字・漢語を明性寺本では「チ」と表記することが多い。

佛 フチ(四・24オ) フツ(五・35オ)

阿弥陀佛 アミタフチ(四・1ウ) アミタフツ(五・35ウ)

佛国 フチコク(四・5オ) フツコク(五・25オ)

佛教 フツキヤウ(四・6ウ) フチキヤウ(九・37オ)

フチケウ(九・8オ) フツケウ(九・4オ)

念佛 ネンフチ(四・7ウ) ネンフツ(五・16ウ)

佛足 フチソク (四・30ウ) フツソク (四・31オ)
 佛刹 フチセチ (五・11オ) フツセチ (五・11オ)
 佛性 フチシヤウ (四・44オ) フツシヤウ (五・15オ)
 佛語 フチゴ (十・29ウ) フツゴ (十・29ウ)
 作佛 サフチ (五・14ウ) サフツ (十・29ウ)
 佛号 フチカウ (十一・47ウ)、佛果 フチクワ (十一・70ウ)、
 佛眼 フチケン (七・13ウ)、佛像 フチサウ (九・63オ)、佛性
 フチシヤウ (十一・71ウ)、佛身 フチシン (十二・32オ)、佛
 前 フチセキ (九・33ウ)、佛説 フチセツ (十一・56オ)、佛前
 フチセン (九・50オ)、佛堂 フチタウ (九・27ウ)、佛道 フチ
 タウ (四・31オ)、佛徳 フチトク (四・31オ)、佛法 フチホウ
 (九・8オ)、佛法僧 フチホウソウ (六・31オ)、佛思 フチヲ
 シン (六・33ウ)、成佛 シヤウフチ (十・7ウ)、報佛 ホフフチ
 (四・11オ)、佛経 フツキヤウ (四・6ウ)、仏弟子 フツテシ
 (四・45オ)、佛意 フツキ (四・11ウ)
 涅槃 ネチハン (四・20ウ) ネットハン (六・38オ)
 別処 ヘチシヨ (一・30オ) ヘツシヨ (一・36オ)
 差別 シヤヘチ (六・25ウ) シヤヘツ (十一・22オ)
 別時 ヘチシ (五・16オ)、分別 フンヘチ (七・2オ)、実シチ
 (七・19ウ)、一実チシチ (七・20オ)、果実クワシチ (十

一・46オ)、成実論 シヤウシチロン (六・49ウ)、殺害セチカ
 イ (一・9オ)、殺生セツシヤウ (一・12オ)、滅後メチコ
 (四・18オ)、法滅ホフメチ (四・19ウ)、入滅ニフメツ (四・
 21オ)、末代マチタイ (四・18オ)、欲ホチ (ス) (四・19ウ)、
 放逸ハウイチ (一・30オ)、淨利シヤウセチ (四・11ウ)
 なお、「発心」について、ホチシム (十一・65オ)、ホツシン
 (五・12ウ)、ホンシン (五・12ウ、七・42オ) の表記が見ら
 れ、「チーツーン」が同一音の表記に用いられていることに
 なる。この問題については、次項に述べる。

ム——ン

愛心 アイシム (一・19オ) アイシン (一・19オ)
 人間 ニンケム (一・4ウ) ニンケン (一・11ウ)
 薰 クムスル (五・8ウ) クンスル (五・9オ)
 変 ヘムス (六・62ウ) ヘンス (六・62オ)
 煩惱 ホムナウ (五・6ウ) ホンナウ (六・37オ)
 讚嘆 サンタム (四・4ウ) サンタン (四・30ウ)
 千輻輪 センフクリム (六・61オ) センフクリン (六・60ウ)
 慈思 シラム (四・13オ) シラン (五・31ウ)
 第三 タイサム (四・31ウ) タイサン (四・19ウ)

端正 タムシヤウ(五・38オ) タンシヤウ(七・50オ)

万徳 マムトク(六・7ウ) マントク(六・8ウ)

[m]・[n]の区別は、既になくなっているので、「ム」「ン」

両様の表記が行われているが、次のような「ム」表記が目立つ。

壊乱エラム(五・3ウ)、散乱サンラム(八・3オ)、聖人シ

ヤウニム(五・3ウ)、悲心ヒシム(一・23オ)、発心ホツシム

(五・8ウ)、精勤シヤウコム(六・33ウ)、火炎クワエム(一・

13オ)、減尽メツシム(四・60オ)、空見クウケム(四・59オ)、

浅深センシム(五・17オ)、遠近ラムコン(五・23ウ)、留難ル

ナム(五・19オ)、宛転エンテム(六・3オ)、身シム(六・6

オ)、洪満コウマム(五・54オ)、端巖タムコム(五・53ウ)、安

穩アラム(六・2ウ)、念佛ネムフチ(四・18オ)、増上慢ソウ

シヤウマム(四・59オ)、目蓮モクレム(四・6オ)、刀葉林タ

ウエウリム(一・16オ)、観察門クワンサツモム(五・30ウ)

なお、前項で「発心、ホンシム(五・9ウ)」について述べた

が、促音の位置に「ン」と表記されている例に次のものがある。

発言 ホンコン(七・1オ)

一銭 キンセン(六・24ウ)

合掌 カンシヤウ(七・97オ)

合拗音

合拗音では、クキ [Kwi]←キ [Ki]、クエ [Kwe]←ケ

[Ka]の変化が起つていて、両様の表記がある。しかし、

クワ [Kwa]はカ [Ka]になつていないので「等活トウクワ

ツ」、「鉄丸テツクワン」、「猛火ミヤウクワ」のように「クワ」

とのみ表記されている。

花座 クエサ(五・35オ) 妙花 メウクエ(五・54ウ)

花雲 ケウン(五・34ウ)

化佛 クエフツ(五・38ウ) ケフツ(五・36オ)

鬼神 クキシン(一・38ウ) 餓鬼 カキ(五・50オ)

以上のほかに、漢字音の表記では、「水」を「シイ」とした

ものがある。

金水コンシイ(五・50オ)、滴水テキシイ(七・5オ)、本水

ホンシイ(七・6オ)、法水ホウシイ(十二・35オ)

「水」字は、次のように「スイ」と記されている。

水精スイシヤウ(五・50オ)、劫水コフスイ(六・5オ)、大

水タイスイ(六・5オ)

「水」をめぐる「スイ」「シイ」の両様表記は、本来の発音で

ある「スイ」の[Si]が口蓋化して[ʃi]と発音され、表記

に反映して、「シイ」と書かれたことを示している。

和語の仮名遣として、歴史的仮名遣でも定家仮名遣でもないものが行われている。以下の用例は一卷からのものである。

(一) 内に定家仮名遣(「仮名文字遣」)を示す。歴史的仮名遣は定家仮名遣と異なる場合のみ、で区切りその下に示す。*を付したのは「仮名文字遣」に用例のないもので、歴史的仮名遣を示したものである。

お——を——ほ

オ|ホク(10ウ)ヲ|ホク(13ウ)〔おほく〕、

オ|ホキナ(18オ)ヲ|ホキナル(10オ)〔おほきなり〕、

ヲ|ソルヘキ(9オ)〔おそるをその時はを也〕、

ホノヲ(18ウ)〔ほのほ〕、

ヲ|ツ(5オ)〔おつ〕、

トヲ|キミチ(7ウ)〔とをし・とほし〕、

トリヲ|ハリテ(14ウ)〔おはって・をはって〕

なお、ウヲ(4オ)は定家仮名遣・歴史的仮名遣とも合致している。

え——へ——ま

シリエ(13オ)〔しりへ〕、

コタエテ(23オ)〔こたへて〕、

ウエ(上)(9ウ)〔うへ〕、

アニアエ|ンヤ(1ウ)〔あへんや〕

なお、ツエ(3ウ)、コエ(4オ)、ソナへ|ヨ(2オ)、ヨミ

カ|ル(4オ)は、定家仮名遣、歴史的仮名遣とも合致して

いる。

ひ——あ——い

中^{ちゆう}有^{ゆう}ノク|ラ|ヒ|ニシテ(37ウ)〔くらひ〕

なお、アヒ|ミレハ(3オ)は定家仮名遣、歴史的仮名遣と合致している。

〔音便〕 音便については、用例は多くはないが、促音便は無表記である。「人間ノ五十年ヲモテ」(4ウ)、「地ヲウ|テ」(4ウ)。

イ音便は「ムカシホシイ|マ、ニ殺生セルモノ」(9オ)、「

ス、シキカセキタリテフクニツ|テヨミカヘルコトモトノコ

トシ」(4オ)のように「イ」「井」の両様に表記されている。

ウ音便は、「シリエニシタカテハシリオウ|テキリ」(12ウ)の例

がある。撥音便は一卷には見あたらない。

〔連声〕 連声は、十卷に「タ、無上道ノ僧ヲヲコシテ」(51
オ)一例が見えるだけで、他には表記に現れたものはない。

付記 本稿は、平成六、七年度文部省科学研究費補助金(課題番号
〇六六一〇四〇二)による研究成果である。